

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

01) 被災地の学校園では、被災程度や避難所との共存の有無などそれぞれの条件に応じて、段階的に学校再開に向けて取り組んだ。

【参考文献】

【引用】震災直後の休校措置(1月17日(火)～1月21日(土))は、教育委員会の指示で行ったが、1月23日(月)以降の学校の再開は、校園長と教育委員会の協議のうえに決定していった。教育委員会は二次災害から幼児・児童生徒を守るために学校施設の応急復旧の状況や、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保の態勢等を確認し、避難住民の意識、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童生徒数等も考慮して決定した。

学校の再開は、比較的被害の少なかった北区、須磨区北部、垂水区、西区は順調に進んだ。しかし、被害の大きかった市街地では、種々の制約の中で、再開が困難な学校が多かった。

このような状況から、1月30日開催の全市校園長会で、「学校再開の類型」と「学習指導の類型」を提示し、早期再開を積極的に進めることにした。…(中略)…

この結果、大学の空教室、企業や団体の会議室、校庭のテント、貸切バスを利用した他校での開校など様々な形で開校となったが、約1ヵ月後の2月24日(金)に全校で再開することができた。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 -』神戸市(1996/1),p.415]

>

【参考】神戸市教育委員会では、学校園の早期再開に向けて、「学校再開の類型」として各学校園に以下のようなタイプを示した。

- (1)単独開校
- (2)本校舎と仮設校舎での開校
- (3)仮設校舎のみでの開校
- (4)臨時校区による開校
- (5)周辺校で分散しての開校

また、「学習指導の類型」として以下のようなタイプを示した。

- A)学級の再編成
- B)二部授業
- C)隣接校等との連携による分散授業
- D)校区内の施設利用
- E)教室・屋外の併用
- F)教室・特別教室などの併用
- G)他市・他府県施設の利用

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 -』神戸市(1996/1),p.415]

>

【参考】神戸市の学校園再開に向けてのチェック項目は、以下のとおりであった。

- ・子供の状況 / 震災前の児童生徒数と再開日登校可能者数、
通学路の安全対策
- ・建物等の状況 / 建物の安全判定の有無、危険建物の立入禁止措置、
応急復旧の状況、危険個所の有無
- ・ライフライン / 電気、上下水道、ガスの復旧状況
- ・使用可能教室数 / 普通教室、特別教室、体育館
- ・避難住民への説明の有無
- ・運動場の状況 / テント、駐車車両の有無、地割れの有無
- ・再開に対する住民の意識

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.76]

>

【参考】神戸市教育委員会における学校再開に向けての取り組みについては、[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.75-77]に詳しい。

>

【参考】神戸市の学校園の再開の状況や工夫については、[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.78-85]に詳しい。

>

【参考】神戸・阪神地域の公立学校の学校再開の状況について、[『震災を生きて - 記録・大震災から立ち上がる兵庫の教育 -』兵庫県教育委員会(1996/1),p.82-107]にまとめられている。

>

【参考】芦屋市における、避難所と共存する学校園の対応が、[『阪神・淡路大震災の記録 芦屋の教育復興を求めて』芦屋市教育委員会(1996/4),p.21]にまとめられている。

>

[引用] 学校部の指示第二号として「一斉休校日が明ける一月二三日(月)から、比較的被害の少ない北区・西区・垂水区・須磨区北部の学校再開準備に入ること」という内容を発信した。学校の再開に当たっては、以下の点を指針として示した。

- (1) 学校園の再開に当たっては、避難住民の生活を最優先すること。
- (2) 児童生徒の安全確保に努めること。
- (3) 児童生徒の被害状況の把握をすること。
- (4) 全市一斉に、一月二三日午前10時に今後の開校予定や、教育活動の再開について、校門や校区内に掲示をすること。
- (5) 一月二三日に再開できない学校については、要件を満たした学校から順次再開すること。
- (6) 授業は当分の間午前中とすること。

これらの措置に基づき、一月二三日に学校を再開したのは、一三五校園で、全校園三四五校園の四〇％であった。

[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.88-89]

>

[引用] (校園長の再開の判断)

交通の途絶による教職員の通勤の困難さが再開の大きな制約となっていることは共通しているが、避難所の有無によって、校園長の考えに大きな隔たりがあることが読み取れる。避難所となっている学校園では、教職員の疲労、避難所運営などの負担、教室数の不足など避難所に関する制約が大きい。さらに、ライフラインの状況、校園舎、登下校路の被災状況が制約になっていることが分かる。

[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.99-100]

>

[参考] 私立幼稚園の被災とその後の対応についての文献としては、[『阪神・淡路大震災記録 平成7年(1995)1月17日午前5時46分』(社)兵庫県私立幼稚園協会(1995/10),p.-]がある。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

02) ライフラインの未復旧、被害の少ない地域でも交通渋滞により、給食の再開が困難なため、簡易給食が実施された。

【参考文献】

[引用] 震災により約50%の学校において給食調理室に被害があったが、教育活動の正常化及び避難所生活を送る児童、さらに被災により食事の用意ができない生徒のためにも、給食の再開は急がなければならなかった。

1月23日から順次学校再開がなされていったが、この再開と並行して給食室の施設整備や支障がある場合の代替案の検討など給食再開の準備を進めた。

全学校再開後の2月27日からは小学校全体ではパン、牛乳、デザート等の簡易給食を開始し、中学校では弁当を家庭で作るのが困難になった生徒に対して、希望制による昼食の提供を行った。…(中略)…

さらに、水道、ガスの復旧により、4月14日からはすべての小学校及び盲・養護学校178校において本来の給食を開始した。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 -』神戸市(1996/1),p.418]

>

[参考] ライフラインの未復旧、被害の少ない地域でも交通渋滞により、給食の再開が困難なため、簡易給食が実施された。神戸市では2月27日から開始したが、保冷庫の点検・整備、物資置場の確保の条件が満たせず、3学期末まで実施できなかった学校もあった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.94]

>

[引用] 簡易給食を実施してすぐに、「新学期を迎えた4月14日から全校での完全給食の実施」を目標として、調査・調整に取りかかった。

しかし、ガス・水道・下水道の復旧工事は3月末になっても見通しがたない学校がかなりあった。そこで、都市ガスの未復旧15校はプロパンガスで対応した。

補修工事の遅れで自校の調理のめどがたない学校(7校)は垂水給食共同調理場や近隣校で調理し配送する代替措置をとった。また、自校の外に仮設住宅が建っている学校(7校)は、自校の調理室から仮設教室まで給食を配送し、配膳室の必要な学校(6校)には、コンテナハウスを設置した。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.94]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

03) 盲・養護学校の再開は、さらに難しい条件が重なるため学校再開が遅くなった。

【参考文献】

【引用】 盲・養護学校の再開は、通学(児)生の通学区域が広く、スクールバスの運行が道路の通行禁止や、渋滞のこともあって、遅らざるを得なかった。再開後、タクシーの利用や、保護者、教職員の付き添いも行った。

【神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.100】

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

04) 休校等による授業時数の不足から学力低下等が懸念されたが、各校における取り組みにより概ね早い段階で取り戻されているようである。

【参考文献】

【引用】 2月24日に市内全校園が再開した学校園では、大きく減少した授業時間の補充が課題となった。そのため、3学期の学習内容の消化は困難をきわめた。

指導できていない学習内容の回復は、指導計画を立て長期的な視点で指導に当たることにした。また、授業時数を確保するために行事の精選や、「学校裁量の時間」を教科等の指導に当てるなどして、学力補充を行うことにした。

また、教育委員会では、授業の遅れを取り戻すために、「学習指導計画作成資料」を小・中学校の全学年、全教科にわたって作成。2月末に配布し、各校園の実情に合わせて学習指導計画を立案するよう指導した。【『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.83】

>

【引用】 被害の大きかった市街地の学校園では、教育活動を再開しても多くの解決しなければならない問題があった。こうした中で、学習の遅れをどう取り戻すがが当面の大きな課題であった。また、中学校、高等学校では、進路指導対策も急務だった。【『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.105】

>

【参考】「全学年、全教科にわたって3学期の学習内容を消化することは困難な状況であった。」として、3学期授業の欠時数の状況、特に避難所校と非避難所校の差異が、【『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.105】に示されている。

>

【引用】 指導できていない学習内容については、長期的な見通しに立って指導計画を立てる必要がある。そこで授業欠時数を補い、指導時数を確保するために、行事の精選とともに、「学校裁量の時間」の運用の仕方を工夫するなどして授業時数の確保に努めた。【『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.106】

>

【参考】「被害の大きかった学校園では、運動場は避難住民のテントや車両で埋まった。体育館や格技室も避難住民の生活場所となり、体育学習を行える状況にはなかった」ことから、自校での運動の場所の確保が困難な場合は、「近隣の学校園との運動場・体育館の共用、交流」「近隣の公園利用」「海岸や河川敷など地域環境の効果的利用」が行われた。【『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.106-107】

>

【参考】神戸市の校長へのアンケート調査(平成7年6月実施)がによると、7割以上が「変化はない」としたが、「劣っている」とした内訳を見ると避難所校は非避難所校の3倍に上っている。

「『学力が劣った』という原因は、単に欠時数だけでは片付けられない。震災後の学習環境も大きく影響し

ていると思われる。」として、運動や遊びが不十分になった影響、転出入や遠距離通学、家庭環境の影響などが挙げられている。また逆に、これまで以上に「教育効果が上がった」ケースも少なくないとされている。
[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.107-108]

>

[引用] (授業時数の遅れへの対応)

各校では、「学習指導計画作成資料」に基づき、各校の学習環境の復旧状況に応じて長期的展望に立ち無理なく指導できるよう、学年単位あるいは学校全体で組織的に計画を立て取り組んできた。

現状では、学校行事の精選、簡素化を図り、教科の学習時間をできるだけ確保した結果、各学年の遅れた内容についてはおおむね学習することができた。また、基礎学力についてもほぼ定着してきていると考えている。

[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.183]

>

[引用] 個に応じた指導 - 震災による学習の遅れは、学校だけでなく個人個人にも差が生じている。そこで、個に応じた指導が特に重要となってくる。授業の中で個別に対応できるような指導の工夫をしたり、放課後などに個別指導をしたりする機会を設けている。[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.184]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

05) 避難所や仮設校舎等との関係から、運動場の利用が制限されるなど、運動場所の確保が課題となる場合があった。

【参考文献】

[引用] (3)運動場所の確保

体育的行事や体育の授業、部活動などが相当数の学校で実施困難な状況にあり、運動不足からくる子どもの心身の歪みが危惧される。運動場所を確保し、心身のバランスのとれた成長と健全育成を図る観点から、近隣の公共施設・海岸・河川敷などの積極的活用や小学校の体育活動、中学校・高等学校の部活動の合同練習、交流試合などの学校間交流の推進が必要である。

[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.125]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

06) 神戸市の教育の当面取り組むべき課題解決に向けて、「神戸の教育再生緊急提言会議」が設置された。

【参考文献】

[引用] 神戸市の教育の当面取り組むべき課題解決に向けて、「神戸の教育再生緊急提言会議」を設置した。これは各界からの提言をもとに、神戸の教育再建と創生に向けて、実現可能なものを施策として生かすことを目的としたものである。

この会議は、震災後1か月が過ぎた2月19日に計画、3月9日、23日の2回開催した。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.104]

>

[参考] 「神戸の教育再生緊急提言会議」による3月27日の緊急提言「神戸の教育の再生と創造に向けて」は、以下のような項目であり、その内容は[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.104]、[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危

機管理』小学館(1996/4),p.120-127]に掲載されている。

1. 緊急に取り組むべき教育課題
 - (1) 教職員への支援
 - (2) 子供の心のケア
 - (3) 運動場所の確保
 - (4) 避難住民と共存する学校教育
 - (5) 自習室の確保
 - (6) 年間指導計画の見直しと個に応じた指導の徹底
2. 中長期的に取り組むべき教育課題
 - (1) 震災体験を生かす教育
 - (2) カリキュラムの開発
 - (3) 学校の施設・設備

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

07) 避難所と共存する中で、学校では卒業式等の行事を工夫して行った。

【参考文献】

[引用] (卒業式)
講堂や体育館に避難住民がいる学校園では、多目的ホール、保育室、音楽室、玄関ホールなどを利用した。

また、式典の前後だけ避難住民に会場を空けてもらったり、校庭にテントを張るなどの対応をした学校園もあった。こうした工夫は、式典の会場に相応しい場所の確保が困難だったことと、生徒たちの「校庭でもいいから、3年間過ごした学校で卒業式をしたい」という思いなどを汲んでの対応であった。

また、「せめて卒業式当日だけでも、慣れ親しんだ教室でホームルームを開きたい」という生徒の希望が避難住民に快く受け入れられ、教室を空けてもらう例もあった。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.110-111]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

08) 学校再開後、子どもたちが話し合いの中で共通の地震体験を共有する準備段階教育を経て、正規のカリキュラムに復帰することができた。

【参考文献】

[引用] 学校は児童・生徒を召集し、授業を再開したが、ほとんどの子どもは、初めて激震を体験し、ショックをうけており、すぐには正規の授業に復帰することはできなかった。また、ほとんどの学校では、避難所と共生したでの授業であり、教室の数も十分に用意することはできなかった。さらに、被災により、家族を失った子どもや、家族と共に、一時的に疎開したものも多く、子どもの状態を正確に把握する迄には、相当の時間を必要とした。このような状態では、それぞれの子どもに話をさせ、話し合いの中で共通の地震体験を共有することが必要で、このような準備段階教育を経て正規のカリキュラムに復帰することができた。この間時間的にはかなりのブランクがあるように思われるが、学力的には被災地の子どもが、それ以外の地域の子どもと比べ、特に劣ってはいないと判断された。むしろ、このような体験をしたことにより、人間的に成長したと評価される面が多い。[徳山明「新たな防災教育と学校防災体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.53-54]

> [引用] 学校では、応急教育を行いながら、生徒一人ひとりの状況を把握することが肝要と考えて授業をスタートしたが、正規の授業になかなか戻らなかったため、この時期に知人等縁故をたより、転校する生徒も増えた。しかし、結果的には子どもたちに話をさせ、ストレスを取り除きつつ授業開始の準備をしたのが良かった。

た。子どもたちはこの応急教育の事をのちのちまで記憶に残しているようである。

子どもたちは、ボランティア活動により、避難所の住民との交流を行い、あの地震の体験を経て生命の大切さを学び、思いやりの心を学んだ。これは転校して行った子どもたちにはない、貴重な体験であった。後に4月以降、転校した子どもたちが戻ってみると、この時の共通の経験がなく、すぐにはクラスにとけ込むことが出来なかった例が報告されている。

[徳山明「新たな防災教育と学校防災体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.70-71]

>

[引用] 通常の教育プログラムがこなせないことによる保護者や教育委員会の焦りもあったであろうが、現場の教師、生徒はそれ以上に新しい環境への対応に苦慮していた。

これら青少年を取り巻く環境はアンケートやヒアリングによると、事例は千差万別であったにせよ、震災直後から復旧、復興過程において大きな変化を来したことは明らかである。

鷹取中学校では、学校が避難所となったことを「生き方教育」のチャンスとして捉え、ボランティア活動、福祉教育の場として積極的に学校を開放し、地域住民との交流を展開していった。

[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.239]

>

[引用] 学校で一生涯懸命働いているボランティアの姿を見て、勉強も大事であるが「自分にも何か出来ることはないのか?」「本当に自分は何もしなくてもいいのか?」と考えるようになってきた。

また、避難所で生活している生徒は、避難所で寂しい思いをしている高齢者、無口で一人佇んでいる高齢者を見て「何か助けてあげることができないか?」と思うようになった。ある小学生は、高齢者がガレージで生活している様子を見て「何かしてあげたい」と思い、食べ物や水を運んでいくといった行動を起こした。

[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.241]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

01. 被災地の多くの学校園は休校園の措置をとったが、徐々に授業や給食を再開し、子ども達や学習等への影響の解消に向けて、教職員や教育委員会は精力的に取り組んだ。

【教訓情報詳述】

09) 初期の児童生徒のこころのケアとして、まずは、安全感・安心感の回復を支援し、次に、さまざまな感情を自然に表現できる工夫が大切である。

【参考文献】

[引用] まずは、安全感・安心感の回復を支援し、次に、さまざまな感情(恐怖や悲嘆だけでなく、さまざまな人との出会いによる喜びなども)を自然に表現できる工夫が大切であることがわかってきた。[馬殿禮子「被災児童生徒の心のケア」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.116]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

01) 被災児童生徒に対して、災害救助法に基づく学用品等の支援が行われた。

【参考文献】

[引用] 教科書は、1月24日から千歳小学校(須磨区)体育館へ、兵庫県教科書株式会社が指定教科書を搬入した。そして2月5日以降、各学校からの報告を受けて必要数の教科書を配付していった。…(中略)…

学用品は、小学校では1・2年生、3・4年生、5・6年生の3段階に区分。中学校は3学年共通の内容とし、ノート(学科別の市指定品)や鉛筆、手提げかばんなどをセットし、各学校からの報告を受けて必要数の学用品セットを配送した。

1月25日には、そごう百貨店に学用品の手配を発注。2月5日以降、百貨店から各校への配送をスタート

し、2月21日に配付を完了した。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.86]

>

[参考] 神戸市における災害救助法に基づく学用品の給与(教科書・学用品の配布)について、[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なす / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.129-130]にまとめられている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

02) 全国から被災した児童生徒に対する学用品等の提供申し出があり、神戸市では学用品受け入れセンターを設置して受入・配布にあたった。

【参考文献】

[引用] 被災した児童生徒などのために全国から学用品の提供の申し出が相次いだ。そこで1月26日、改装工事中の中央体育館内に学用品受け入れセンターを設置した(その後2月18日、手狭になったため「第2学用品受け入れセンター」も兵庫勤労福祉センターに設置)。ここでは、市職員、学生ボランティアら約50人が全国から送られてくる学用品を分類し、被災校へ配送する作業を行った。…(中略)…

家庭や学校で集められた学用品は、当然のことながら種類・数量が不揃いだった。また一つの箱に各種の文具が混じっていることが多く、受け付けたときの分類に労力を費やした。…(中略)…

なお、提供された学用品はノート、鉛筆類に偏り、楽器・書道用具・家庭科セット・辞書などは不足しがちだった。また、コンパス、分度器などは数量が極端に少なかった。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.86-87]

>

[参考] 神戸市において全国から提供を受けた学用品については、学用品受け入れセンターが設置されたことは、[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なす / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.130-131]にもまとめられている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

03) 地震発生後、日程が迫っていた高校・大学入試の延期や被災者に配慮した選考等の措置が講じられた。

【参考文献】

[引用] 兵庫県教育委員会は、「平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における阪神・淡路大震災に臨時的措置」を2月18日に発表し、被災者の便宜を図った。県下の私立高校も、例年より選抜日を11日繰り下げ2月26日以降に実施した。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.419]

>

[参考] 公立高校の主な措置は次のとおりである。

・推薦入試日を10日繰り下げ、一般入試の出願日を10日繰り下げ

・避難先の学区の高校にも出願可能

・県の指定する27会場又は志望校で受験可能

・避難先の高校を受験した者は、募集定員の外数とし、転入学も弾力的に扱う

・被災生徒は、受験料を免除

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.419]

>

[引用] (神戸市外国語大学)

社会人等の特別選抜入試については、交通事情を配慮し、実施日を1月21日から2月12日へ変更した。一般入試については、郵便物の遅配等を勘案し、受験生の不安感を取り除く為、入学願書の締切りを2月1日必着を同日消印有効に変更した。入試日時・場所については、当初2月25日、本学試験会場のみとしていたが、試験実施日においても交通事情の復旧がそれほど見込めないため、実施方法等につき文部省と協議を行った。この結果、東日本と西日本に分断された受験生への配慮から、本学と大阪で入試を行うことを決定した。…(中略)…

被災受験生に対する配慮として、特別入試の実施について文部省及び公立大学協会に強く働きかけ、その結果全国の多数の大学が特別入試を実施することを決定した。

(国立大学 95大学 375学部、公立大学 48大学 107学部 合計 143大学 482学部)

本学に於いても、被災した入学志願者の大学受験・進学のを確保するため、特別入試を実施した。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.421]

>

[引用] 2月18日、兵庫県教育委員会は、「平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における阪神・淡路大震災に係る臨時的措置」を公表し、被災者の受験の便宜を図った。県外に避難し受験した生徒に対しても、各都道府県ごとに弾力的な臨時的措置がとられた。

県下の私立高校も、例年より選抜日を11日繰り下げ、2月26日以降に実施した。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.108-109]

>

[引用] 被災した受験生等の支援のため、近畿地区の国立大学等(10大学、1高等専門学校)の図書館等が学習場所として提供された他、全国の大学生等の協力により、参考書・文房具等の提供が行われた。

さらに、全国の国公立大学及び約40の私立大学等では、通常日程に加え、被災した受験生を対象とした特別の入試を実施したほか、高校入試に関しては、被災地域の生徒の受験機会の確保など特別の配慮を全国の教育委員会に要請し、各教育委員会や私立高校において、入試日程の繰り下げや避難先の通学区域の高校受験を認めるなど選抜方法等につき弾力的な対応が図られた。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.27]

>

[引用] (被災状況副申書等の措置)

兵庫県教育委員会は、平成七年一月一八日、阪神・淡路大震災で被災した中学三年生らを対象とした来年度の公立高校入試の臨時措置と、学力試験や内申点に加えて部活動などを合否判定の材料にする特別取り扱いについて発表した。平成七年度に引き続き臨時措置であった。

[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.140]

>

[引用] 公立高校入試の震災臨時措置で、2005年春、5人が副申書を提出した。…(中略)…

2006年春の入試では2005年7月現在、措置が必要な受験生はなく、兵庫県教委は、同8月に入試基本方針から震災臨時措置を削除した。震災から10年を経過して、「臨時」の扱いにそぐわないとしたものだが、今後も中学校長を通じて県教委に申し出た受験生には個別に事情を考慮し、副申書制度の趣旨は継続することになっている。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.352]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

04) 被災した児童生徒の進路指導対策が重要な課題となった。

【参考文献】

[引用] 震災後、中学校・高校で最も急ぐ対策の一つとして進路指導対策があった。通常の年であれば三者懇談や生徒への進路相談の機会を設け、進路が決定しかけている時期であった。

しかし、震災により、生徒の家庭環境が大きく変わったり、住所も変更になったりしたため、学校は教育活動の再開とは別に、精力的な進路相談に当たった。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.418]

>

[参考] 進路対策に係る主な課題と対策として、以下のような事項が挙げられている。

・学習の遅れ等に対して、自習教室の開放、教師の手づくりプリントによる支援等

・進路の変更等に対して、受験料・入学金等の減免、支度金の支給等

・受験対策として、入試日程繰り下げ要請、受験手続簡略化等

・就職対策として、求人開拓、採用内定取消しに対する要請等

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.418]

>

[引用] 中学校・高校での緊急な課題の一つが進路指導対策だった。例年なら三者懇談や生徒への進路相談の機会を設け、進路が決定しかけている時期である。しかし、震災により、生徒の家庭環境は変わり、住所も変更になるなど、進路指導における環境も大きく変わった。そこで、生徒や保護者の進路への不安解消に向けて、例年以上にきめ細かな進路相談を行う必要があった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.108]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

05) 国では、私立学校の施設復旧支援を拡充するなどし、私立学校の復旧支援を行った。

【参考文献】

[引用] 文部省においては、私立学校に対し、施設復旧事業に対する補助を行い、新たに仮設校舎建設費を補助対象とするとともに、新たに教育研究活動の復旧に要する経費についての補助や、学費減免事業についての補助を行った。

また、日本私学振興財団(現日本私立学校振興・共済事業団)による施設等への復旧資金に係る長期低利融資や同財団への既往債務の返済猶予を行うとともに、施設復旧資金融資に係る利子補給を行った。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.28]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

06) 震災後、被災地から一時的に他校に転出する児童生徒が相次ぎ、柔軟な転入学等への措置が必要となった。

【参考文献】

[引用] 震災後、住民票を異動せず、一時的に他校に転出する児童生徒が相次いだ。住居の損壊など被害の大きな地区の学校では1校で400～500人程度が転出するなど、短期間に大量の児童生徒が転出入した。

1月19日、文部省から「被災地域の義務教育諸学校の児童生徒が転入学を希望した場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること」との通知(文部省初等中等教育局長通知)があった。兵庫県からも2月10日、その事務処理について同様の趣旨の通知(兵庫県教育長通知)があった。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.88]

>

[参考] 神戸市が実施した弾力的な措置としては、同年3学期中は実際の住居が住民登録地と異なる場合に「仮入学」の措置を適用して学籍もとどめたこと、卒業直前に死亡した児童生徒への卒業証書の特例授与、大半が住民登録を異動していない仮設住宅入居者に対して仮設住宅が所在する校区の学校を指定校として取扱うことが行われた。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.88]

>

[引用] 簡便な方法で対応したが、多くの児童生徒が転出し、転校手続きのために膨大な量の事務処理が生じた。また、数か所を移動する児童生徒も多く、正確な住所を把握することが困難となった。また、取り扱い要領等の作成などの対応が遅れ、学校園に対する説明会なども行える状況ではなかった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.88]

>

[引用] 児童生徒は北海道から沖縄まで全国の都道府県、さらには海外まで転出したため、他府県との転校の手続きは統一的に対応できず、学校や保護者に大きな混乱を生じた。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.88]

>
[引用] 被災地の児童生徒等の転入学に当たって、転入学の手続きや教科書の無償供与等について弾力的な取り扱いについて文部省から都道府県教育委員会に要請し、全国各地の学校において、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れることとした。また、被災地における児童生徒の課程の修了、卒業及び単位認定等の弾力的取扱いを要請し、各学校において配慮がなされた。〔総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.28]

>
[引用] 一時的な転出とはいえ、転出の際には正式な手続きが各市町村教育委員会から要請されることが多かった。係が何度も被災生徒であることや「文部省の通達」等を説明しても受け付けてもらえなかった。このため、生徒を転校により一旦除籍し、再度転入する場合は、また改めて書類が必要となる等事務処理が煩雑をきわめた。県内でも震災直後から1週間のみの一時的な転校であると知りながら、転出書類を請求してくる中学校もあった。〔『震災を生きて - 記録・大震災から立ち上がる兵庫の教育 - 』兵庫県教育委員会(1996/1),p.93]

>
[参考] 一時的な転出に伴う転出事務については、神戸市立神戸生田中学校の例が紹介されている。ここでは、転出手続きの簡素化が図られたとはいえ、なお煩雑な対応が避けられなかったことが述べられている。〔『震災を生きて - 記録・大震災から立ち上がる兵庫の教育 - 』兵庫県教育委員会(1996/1),p.110-111]

>
[引用] 震災で自宅が全壊・半壊したり、焼失した子どもたちは、親戚や知人を頼って全国の学校へと四散していった。当時の記録によれば、転出児童生徒数は二月十四日がピークで、すべての都道府県にまたがり、総数で二万六千人を超えている。他府県への転出生徒については、本件だけではとても把握できない。文部省の協力により、受け入れた都道府県教委側から国へ人数を報告してもらい、その数字を本県に知らせていただくことで、その全体像を知ることができた。〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.202]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

07) 被災児童生徒に対して、授業料、入学料等の減免措置が講じられた。

【参考文献】

[引用] 市立の幼稚園の保育料と高専・高校の授業料については、神戸市立学校の授業料等に関する条例と同条例施行規則によって、経済的に困窮している園児・生徒の保育料等の減免を行っている。これに則して、被災した園児・生徒のうち、「家屋の全半焼・全半壊」、または「保護者の死亡・長期入院、失業等」のいずれかの要件に当てはまる被災者の保育料等を免除した。

なお、幼稚園では入園料、高専・高校では入学選抜料・入学金を免除したが、条例に減免規定がなかったので条例を改正した。

〔『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.89]

>
[引用] 国立学校については、今回の震災により、学費負担者が死亡し、あるいは災害を受けたために、授業料・入学料の納付が困難であると認定された場合、授業料・入学料が免除された。…(中略)…日本育英会においては、緊急に奨学金が必要となった学生・生徒から、臨時に申請を受け付け、奨学金の貸与を行った。〔総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.27]

>
[参考] 授業料減免などを行う上での実務上の問題として、「短期間のうちに多くの対象者が発生したため、認定などに時間を要し、迅速な援助ができなかったこと」、「6年度の支援制度に対して、り災証明が4月以降も発行継続されたため予算措置や学校との対応が困難になったこと」が挙げられている。〔『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.89]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【12】学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、

学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

08) 就学援助についても、国の通知に基づいて弾力的な対応を行い、被災児童生徒の就学を支援した。

【参考文献】

[引用] 1月20日、文部省から被災児童生徒に対して「就学援助の認定及び学用品、給食費等の支給については、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り早急かつ弾力的な対応が行われるよう」との通知があった(文部省教育助成局財務課長・体育局学校健康教育課長通知)

通常、市では主に所得基準に照らして就学援助の認定を行っている。しかし今回は文部省及び兵庫県の通知により6年度在校生に限って、家屋が全半焼(壊)したり、収入が激減したりした世帯の児童生徒に対し、所得基準によらず主に災証明によって認定、特例措置として援助金を支給した。

[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.89]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

09) 被災した児童生徒が、落ち着いて学習できるの場を確保するための支援が行われた。

【参考文献】

[引用] 学習の場として使用されていた図書館等の被害により、学習の場が少なくなったため、春期及び夏期休業中の高校校舎等を開放した。これらの「学習コーナー」は主に受験生を対象にして実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.94]

>

[引用] (5)自習室の確保

避難所や仮設住宅などで生活している子ども達には、落ち着いて学習する場所がない。学習場所を確保し、自学自習を促す観点から、放課後や夜間に教室や学校図書館などを開放したり、教師やボランティアなどによる学習の支援を可能にする施策が必要である。

[神戸市教育委員会「神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理」小学館(1996/4),p.125]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

02. 政府や被災自治体の教育委員会では、被災した児童生徒等の学業対策支援として、学用品等の支給、学費等の減免、受験対策等を実施した。

【教訓情報詳述】

10) 被災し、生活・居住に困っていた外国人留学生への支援が行われた。

【参考文献】

[引用] 文部省においては、今回の震災により居住場所を失い、生活・居住に困っている外国人留学生や被災就学生に対して、(財)日本国際教育協会、(財)日本語教育振興協会を通じて一時金を支給した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.28]

>

[引用] 被災により、外国人留学生のための宿舎が著しく不足した兵庫県に、留学生の生活環境の改善及び国際交流拠点の整備を目的として、兵庫県から建設用地の提供を受け、(財)日本国際教育協会が兵庫留学生会館を建設した。平成11年1月に竣工、同3月に開館した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.150]

>

[参考] 外国人留学生の行動、支援活動等については、[鈴木正幸編「阪神・淡路大震災 その時留学生

は - 神戸が好きになりました - 』川島書店(1996/8),p.-]に詳しい。

>

[参考] 財団法人神戸学生青年センターは、被災留学生のホームステイ先や生活一時金支給等の留学生支援活動を行った。[『災害救援の方策とその経験の集積』研究報告書 ~ KOBE発 災害救援の思想 ~ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.37]

>

[引用] ((財)神戸学生青年センター)

震災直後から留学生支援活動を展開し、被災した留学生にホームステイ先を紹介したりした。また、留学生や就学生はアルバイトをしながら暮らしており、日本人の学生と比較すると生活が苦しい人が多かったことから、募金を集め、住居が全壊・半壊した留学生や就学生に生活一時金として3万円ずつ支給した。生活一時金の支給は3月末まで行われ、最終的に767名の留学生・就学生に2,301万円が支給された。この時の迅速な対応と現金支給という形での支援は、切迫した生活の不安を抱えていた留学生にとっては、大きな助けとなった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.290]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

03. 被災した学校園等の施設の復旧、教員定数の確保等、避難所等の影響を強く受けながらも教育環境の回復を図った。

【教訓情報詳述】

01) 被災した学校園では、まず校舎等の安全点検・応急措置を行い、学校再開に向けての取り組みを開始した。

【参考文献】

[引用] 学校教育活動再開への取り組みとして、学校施設の再建も急がなければならなかった。施設再建に向けて、安全点検と応急処置、仮設プレハブ教室の建設の2点の取り組みが実施された。また、ライフラインの復旧も教育活動再開には不可欠の条件であった。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.419]

>

[参考] 神戸市では、学校施設の安全点検、応急処置として、以下の対策を行った。

- ・緊急現地調査による被害状況把握、危険校舎等への立入禁止指導
 - ・住宅局営繕部と教育委員会共同調査により、二次災害の防止と施設使用可否判断のための調査実施
 - ・校舎、擁壁等の応急復旧措置
 - ・校舎の建て替え方針と、放置すると倒壊等の危険のある校舎の緊急解体
- [『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.419]

>

[引用] 補修工事については、国(文部省・大蔵省)の災害査定が終了次第、順次契約手続に移り、おおむね夏休み中には工事を終え、2学期には復旧した学校園に児童生徒を迎えるという改修計画を立てていた。しかしこの計画は次のような理由で遅れを生じた。

- ・被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはかどらなかつた。
- ・国の査定は6月中旬終了の予定が約2ヵ月半遅れた。
- ・8～9月にかけて公共・民間の他の事業の解体・建設ラッシュと競合。査定結果と実勢との価格差があり、容易に応札業者を得られなかつた。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.421]

>

[参考] 神戸市教育委員会が実施した校舎等の安全点検、応急処置等の実施状況は[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.97-99]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市公共建築物震災調査会(神戸市住宅局他)による学校園施設の構造判定調査等の結果が、[神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.48-56]にまとめられている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

03. 被災した学校園等の施設の復旧、教員定数の確保等、避難所等の影響を強く受けながらも教育環境の回復を図った。

【教訓情報詳述】

02) 学校園の再開には、ライフラインの復旧が大きな影響を及ぼした。

【参考文献】

〔引用〕地震当日、ライフラインが使用できた学校園は、全学校園の電気67.8%、上水道17.5%、下水道46.6%、ガス33.7%、電話69.4%だった。

全体的な復旧状況（本格復旧）は、電話・電気は比較的早く、1月20日には、電気で93.9%、電話も91.4%の学校園で使用可能になっている。上水道は、2月5日には70.8%、2月25日には92.2%の学校園が使用可能になった。（なお、上水道の応急復旧は、2月末に完了しており、本格復旧が遅れた学校においても最低1カ所は水道が使用できる状態となっていた。）しかし、ガスは復旧が遅れ、2月15日で53.2%、3月31日でようやく91.3%の使用可能率となった。

これに対して、避難所となった学校園は、地震の被害も大きいため、ライフラインの復旧が遅れ、学校園再開日での復旧率がガスで24.6%、上水道で59.0%にとどまっている。

特に、上水道の低い復旧率は、避難所となった学校園の約4割が、トイレの水洗装置が使用できないなど不便な中で、再開せざるを得なかったことを示しており、水の確保が防災計画はもちろん学校教育再開にとって、極めて重要な課題であるといえる。

〔『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.420〕

>

〔引用〕上水道、ガスなどのライフラインの復旧が遅れる中で、学校園を再開せざるを得なかった避難所校も多数あった。また、教室数の不足を教育活動再開の制約条件として指摘した学校園は、避難所校で50%をこえている。避難所校では教育活動を支えるまさに基本的な条件が欠落した状態にあったことが調査結果からも明らかになった。〔『阪神・淡路大震災 神戸市立学校震災実態調査報告書』神戸市教育委員会(1995/8),p.61〕

>

〔引用〕盲・養護学校の再開にも、さまざまな困難があった。肢体不自由の児童生徒は、病弱・身体虚弱をあわせ持つ場合が多く、体温調節の面から暖房が必要だった。身体を清潔に保つ必要上、水も欠かせない。電気・ガス・水道等の復旧の状況に左右された。

また、盲・養護学校6校に共通する困難点として、児童生徒が広域に居住していることが挙げられる。登下校にスクールバス、自家用車等を利用するケースが大半だが、道路の遮断、交通渋滞などにより通学的手段としてそれらの使用のめどがなかなか立たなかった。

〔『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.82〕

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

〔12〕学校教育の再開

【教訓情報】

03. 被災した学校園等の施設の復旧、教員定数の確保等、避難所等の影響を強く受けながらも教育環境の回復を図った。

【教訓情報詳述】

03) 校舎の被災や避難所利用により校舎が不足したため、仮設教室の建設が行われた。

【参考文献】

〔引用〕校舎の被害が大きく、教室数の不足する学校園を対象に、教育活動の早期再開を図るための臨時プレハブ教室の建設は、当面する大きな課題となった。また、一方で、学校園の校舎そのものは被害を受けてはいないが、避難所となっているために教室が使用できない学校園についても、特例措置として学校敷地や隣接する公園用地等に臨時プレハブ教室を建設する必要に迫られ、文部省との協議の結果、そのケースについても補助の対象となることが認められた。〔『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.420〕

>

〔参考〕神戸市教育委員会が実施した仮設教室の建設については、〔『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.99-101〕にまとめられている。

>

〔引用〕今回の震災では小・中・高校等に千四百十三教室の仮設校舎が建てられた。このうち、二百九十一教室は、後者の損壊ではなく、被災者の受け入れに伴って設置されたものである。

法律では、地震などで壊れた校舎を建て替える場合は、国から三分の二の補助を受けられる仕組みになっている。しかし、兵庫高校のように校舎自体は大きな被害は受けなかったが、建物内が被災者であふれ、授業そのものを行うことが不可能な学校も多くあった。…(中略)…

そうこうしているうち、与謝野文部大臣が兵庫県入りされることになった。

「被災地の学校の現状をみていただく。そうすれば分かっていたかもしれない」…(中略)…
ほどなくこのことが特例として認められ、仮設校舎が建てられた。それらが全て撤去されて児童生徒全員が恒久校舎に移るには、一九九八年三月まで待たねばならなかった。
[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.206-207]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

03. 被災した学校園等の施設の復旧、教員定数の確保等、避難所等の影響を強く受けながらも教育環境の回復を図った。

【教訓情報詳述】

04) 多数の児童生徒が一時的に被災地の学校から転出したために、教職員定数の確保が課題となったが、特例により被災前と同数の定数が確保された。

【参考文献】

[引用] 震災により多くの児童生徒が市内外に一時避難した。その後、ライフラインの復旧とともに復帰してきたが、当初は教職員の大幅な過員状態が予想された。そこで7年度の教員定数をどのように確保するかが大きな課題となった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.102]

>

[引用] 大震災の発生後、児童生徒が他県の学校に転校したことなどにより、教職員定数が大幅に減少することとなったが、平成7年度及び平成8年度の公立学校の教職員定数の特例として、大震災前に見込んでいた教職員定数と同数の定数を措置するとともに、児童生徒の心の健康に関する相談等に対応するための教員(いわゆるカウンセリング担当教員)を加配した。

また、平成9年度から平成11年度においては、引き続きカウンセリング担当教員の加配について、兵庫県の意向を踏まえ対応した。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.149]

>

[参考] 被災地からの弾力的なクラス編成及び教員配置の要望に対して、文部省では「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令」(平成7年4月1日施行)により、基準日現在に転出している児童生徒について、一定の復帰率を乗じた数が在籍するものとみなした学級編成及び教員配置を可能にするともに、特別加配分として、指定する学校に「教育復興担当教員」を配置することになった。
[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.102]

>

[引用] 「教育復興担当教員」は、被災した児童生徒の多い学校を中心に配属、被災児童生徒に対するカウンセリングや転出している児童生徒との連絡などを担当することにした。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.102]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

[12] 学校教育の再開

【教訓情報】

03. 被災した学校園等の施設の復旧、教員定数の確保等、避難所等の影響を強く受けながらも教育環境の回復を図った。

【教訓情報詳述】

05) 各種学校と同等と位置づけられる外国人学校に対しては、再建等に際して国の補助金が限られ、大きな負担が生じた。

【参考文献】

[引用] 震災により外国人学校も大きな被害を受けた。東神戸朝鮮初級学校は全壊し、マリスト国際学校は改修不能となった。また、その他の学校でも水道管の破裂、ガラスが割れるなど大小さまざまな被害があった。

各種学校と同等に位置づけられてきた外国人学校は、国からの補助金が少額であり、財政的に苦しいところが多い。震災により校舎の建て替えを余儀なくされても、国庫からの補助が限られており、生徒の家族自体が深刻な被害を受けたり職を失ったりしたなかで、校舎の新築や改修は大きな負担となった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.289]

>

[引用] 外国人学校については、従来、校舎の損壊等、災害復旧にかかる事業は国庫補助の対象となっていなかったことから、これらも国庫補助の対象となるよう、「朝鮮学校を支える女たちの会」や「東神戸朝鮮初中級学校の復旧再建を支援する会」などが要望を出し、国の現地対策本部に働きかけた。その結果、学校法人・準学校法人が設置する各種学校である外国人学校について、国庫補助制度の創設が閣議決定され、校舎の修復費及び応急仮設校舎の整備費が国庫補助の対象となった。

また、(財)阪神・淡路大震災復興基金を活用し、外国人学校が日本私学振興財団の災害復旧融資を受けた場合、その償還にあたり利子補給を行うこととしたほか、応急仮設校舎建設費に対しても助成を行った。

しかし国庫による補助は半額までであり、残る半額の膨大な費用は、寄付を募らなければならなかった。
[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.294-295]